第１号議案②

# ２０２１年度
# 事業計画書（案）

一般財団法人家電製品協会

## ＜一般部門＞

### Ⅰ．一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

#### １．環境関連事業

(1)環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

①家電製品の新機能や新構成の変化について素材構成等を調査し、再商品化率への影響度・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。

②環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。

③家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。

④製品アセスメントマニュアルの改訂に関する提案内容について関係者と情報共有し、所要の対応を行う。

⑤化学物質の規制情報等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。

⑥環境配慮設計関係の協会HPの改訂を継続実施し､利活用の向上を図るために、コンテンツの具体評価ツールの導入及び評価の定量化を図る。

(2)「容器包装リサイクル法」への対応

①容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について、関係団体と連携を取り、対応を図る。

②家電製品の容器包装に関する素材構成を調査し、最新の情報・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。

③容器包装のプラスチック代替に向けた国内外の好事例等を調査し、関係者と情報共有する。

④経済産業省・環境省が推進している「プラスチック資源循環戦略」について、関係団体等連携を密に取り、同戦略に係わる諸課題等について関係者と共有する。

#### ２．家電リサイクル関連事業

(1)「家電リサイクル法」への対応

①「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合」が2014年10月に公表した報告書に記載されている各主体が取り組むべき施策について、関係者との連携を密に所要の対応を行う。

②上記報告書とともにアクションプランに示された要求事項に対して、毎年開催される合同会合の中で各主体の実施状況がフォローアップされ、家電リサイクルの一層の高度化に向け継続した取り組みが行われてきた。３回目の家電リサイクル法の評価・検討が予定される中で、家電リサイクル法の評価・検討に協力するとともに、家電リサイクル制度の円滑な運営と利便性の向上に努め、４品目の適正な排出に関する消費者啓発など、関係者との連携を密にして取り組む予定。

③家電リサイクルに係わる普及広報活動を関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、協会 WEB サイトで家電リサイクルに係るコンテンツの大幅な改訂を行い、利活用しやすくなるように取り組む。また「家電リサイクル年次報告書（2020 年度版）」を制作するとともに、その配布先の拡大を通じて利活用をより一層推進する。併せて小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者、一部自治体への配布等を積極的に行い、家電リサイクルの啓発を推進する。

(2)「小型家電リサイクル法」法への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会合同会合」において、小型家電リサイクル法の評価・検討が 2019 年度下期から開始され 2020 年３月にかけて実施された。そこで方向付けされた内容に対して関係者と連携を密に所要の対応を行う。

## ３．地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出抑制に関する国際的な枠組みである「パリ協定」（2016 年 11 月に発効）において、我が国は 2030 年度までに温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 26％削減する中期的目標を設定し、「地球温暖化対策計画」に沿って「COOL CHOICE」等の国民運動による省エネルギーを推進している。

さらに政府は昨年 10 月に、長期的な温暖化対策として 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050 年カーボンニュートラル」・「脱炭素社会」を目指すことを宣言し、これを実現するための政策協議が開始された。

このような状況を受け消費者の地球温暖化対策や脱炭素への関心がさらに高まって来ている中、協会は、以下の重点項目を推進する。

(1)中長期的なエネルギー政策の把握と更なる省エネルギーの推進

①2021 年は「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しが予定されており注視が必要。

②家電製品の更なる省エネを推進するため、省エネルギー法及びトップランナー機器の見直しや目標基準値の改正等も継続して審議されている。

③以上を踏まえ、協会は関連する情報収集を図ると共に諸施策に関し総括的な対応を行い、業界横断的な課題整理や対応策の検討を行う。

(2)国民運動「COOL CHOICE」への参画

COOL CHOICE は、2030 年度に温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 26％削減する目標を達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動である。協会は省エネ性能に優れた家電製品への買換え啓発等を通して積極的な貢献を図って行く。

(3)関係省庁及び団体が進める省エネルギー対策事業への対応

「電機・電子業界低炭素社会実行計画」などの省エネルギー対策事業への協力として、関連工業会と連携を図り、省エネに加え創エネ・蓄エネが一体となっ

たスマートライフに関する冊子「スマートライフおすすめ BOOK」の制作・配布等を通して、省エネ家電、創エネ・蓄エネ機器に関する情報提供を行う。

(4)消費者に対する地球温暖化防止に関する啓発活動の実施

地球温暖化の原因と取組み方法、2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた政策、省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果、創エネ・蓄エネ・ＨＥＭＳによるエネルギーの有効活用等について啓発する以下の活動を行う。

①協会サイト「省エネ家電 de スマートライフ（大人版・キッズ版)」の運用

②省エネ・環境に関する展示会「エコプロ」への出展

## ４．製品安全関連事業

製品安全委員会においては、家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品を設計し製造するための技術、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全問題への対応、安全規格に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

また、ＡＩ、ＩｏＴ等の新たな技術の製品安全への活用、製品ライフサイクルの長期化と安全性の両立に関する課題に関しても積極的に調査･研究を行っていく。

(1)家電製品の安全技術及び安全マネジメントの課題検討

①事故の未然防止と再発防止に資するため、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係機関省庁、関連団体、事業者との情報共有を図る。

②安全な製品の設計と製造に関する技術及びマネジメント手法等の研究を行う。

(2)消費者が製品を安全に使用するための施策検討

①経済産業省「ＩｏＴ機器の製品安全確保に関する検討会」に参画し、業界としての意見具申を行う。

②災害時における商用電源以外からの家電製品への電力供給に関し、安全で適切な活用が図られるよう、他工業団体と連携して調査、研究と啓発活動を行う。

③事故情報、リコール情報の分析結果を消費者啓発委員会に提供し、効果的な啓発活動に繋げる。

(3)製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

①リチウムイオン蓄電池搭載製品の急速な多様化を見据えて、安全性確保に関する調査・研究と関係省庁への意見具申を行う。

②総務省消防庁「住宅防火対策推進協議会」に参画し、関係機関、省庁との連携を強化する。

(4)「電気用品安全法」及び関連する規格改訂等への対応

電気用品安全法における諸課題に対して、経済産業省による関連調査検討委員会に委員派遣し、関係団体と連携して課題解決に向けた提案等を行う。

(5)家電製品の安全に関する行政及び外部団体への対応

①経済産業省産業構造審議会主催の「製品安全小委員会」へ委員参加して家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行なう。さらに、消費者庁、ＮＩＴＥ等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。

②家電製品からの電磁波及び家電製品からの揮発性有機化合物（ＶＯＣ）に関する情報収集に努め、必要に応じ対応策の検討を行う。

③赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。

## ５．ユニバーサルデザイン技術関連事業

高齢者や障がい者にとって「使いやすく・わかりやすい家電製品」を提供するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

(1)「家電製品の報知音に関するガイドライン」改正に伴い、関連する JIS S 0013 の改正を行う。

(2)障がい者団体、関連公的機関等とのヒアリング調査を踏まえて、ＩＣＴ機器（スマホ、スマートスピーカー）等と家電機器の連携時における障がい者への配慮事項に関するガイドラインの策定を行う。

(3)ユニバーサルデザインの規格化等への対応として、経済産業省「アクセシブルデザイン国際標準化委員会」に参画し、家電業界の意見の反映を図る。

## ６．消費者啓発関連事業

全国各地区に設置されている「消費生活センター」相談員との情報交流会、啓発講座については、新型コロナウイルス感染症を契機としてオンラインによる開催要望が今後増加することを想定し、コンテンツのＷｅｂ化や動画対応など、オンラインへの対応を強化して行く。引き続き、家電業界における製品安全、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、リサイクル、スマートハウスへの取組みに関し、以下の事業を通じて積極的な情報発信・啓発及び協力関係の構築を行う。

(1)消費生活センター等からの要請による消費者啓発講座で使用する資料の改訂Ｗｅｂ化対応を行う。

(2)消費者関連団体との情報交流会、消費生活センターへのヒアリングを通じて、消費者に関連する情報を収集し、消費生活センターの相談員向けサイト「家電製品Ｑ＆Ａ」の充実を図る。

(3)協会サイトの製品安全ページにおいて、関係機関省庁、関連団体、事業者の持つ製品安全に関するページへの窓口「まとめサイト」機能としての充実を図るとともに、それら関係部門と協力・連携した普及・広報活動に取組む。

(4)ユニバーサルデザイン技術委員会と連携して、協会サイトの「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページの運営・管理を行う。

## ７．消費者関連法務事業

(1)関連法案の改正、制定への対応

消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行うとともに、会員企業の実務面での活動が円滑に進むよう適切な提言を行う。

(2)中・長期的視点での関連法規の調査研究

ＡＩ、ＩｏＴ、デジタルプラットフォーム等による社会変化に係る関連法規の影響を分析し、家電業界としての課題を検討する。

## ８．アフターサービス関連事業

(1)家電製品のアフターサービス向上に関する調査研究と安全点検に関する普及啓発活動の推進

①長期使用製品の安全点検推進及び季節家電製品（エアコン等）のシーズン前安全点検の普及啓発を推進する。

②経済産業省が実施する「製品安全総点検月間」への対応として、Ｗｅｂでの「家電製品愛情点検チェック」の普及啓発を行う。

(2)安全点検技術講習会の運営・管理

家電流通諸団体に対し、Ｗｅｂを活用した効率的、効果的な安全点検技術講習会の運営を行う。

## ９．流通ＥＤＩ関連事業

家電業界における流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせ、ＥＤＩ標準化項目の拡充と推進に必要な事項を検討し、普及を図る。また、次世代ＥＤＩを巡るＩＴ技術や流通企業の動向把握に努める。

(1)2024 年の固定電話網のＩＰ網への移行に併せ、現行の全銀ＴＣＰ／ＩＰ手順、ＪＣＡ手順に代わる家電業界としての新たなネットワークの調査を行い、標準的な方式、手順を作成することにより、家電メーカー全体の効率化を図る

(2)名称変更見直し（流通ＢＭＳ対応フォーマット等）も含め、家電業界標準ＥＤＩフォーマットである「拡張Ｅ－ＶＡＮフォーマット」の普及を推進する。

また、流通ＢＭＳ対応としてメーカー間の連携及び情報共有を継続し、流通企業が新規に導入する際の迅速化を図る。

(3)実施済の物流情報に関する調査結果の家電業界ＥＤＩの標準レイアウトへの反映に関し、更なる情報の積み上げを行う。

(4)流通ＥＤＩ標準化活動を通じ、新規公開及び改訂すべき内容について協会サイトを活用し、適宜情報提供する。

## １０．協会広報関連事業

(1)広報事業

①協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取組みや課題等の普及啓発を推進する。

②６月に家電産業界の情報交流の場である第４回家電産業交流会を実施する。

(2)家電産業ハンドブック関連事業

日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2021 年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用の用に供する。

## ＜自治体支援事業部門＞

### Ⅱ.自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定した次の業務を実施する。また、2022 年以降の事業協力の改善を提案検討し実施する。

#### １．不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

なお、2021 年度「不法投棄未然防止対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は 125 市区町村で、昨年度より 15 増となる。

#### ２．離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

(1)離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業

(2)(1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

なお、2021 年度「離島対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は 17 市町村で、昨年度と同数となる。

#### ３．市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

## ＜家電リサイクル券センター部門＞

### Ⅲ．家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2021 年度は以下の事業を実施する。

#### １．家電リサイクル券システムの運営

(1)運営の効率化を図る。
(2)主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
(3)業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
(4)小売業者の入退会、製造業者等の加入･契約解除申込みへの対応を行う。
(5)取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
(6)取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進する。
(7)新しい家電リサイクル券の早期安定運用を図る。

#### ２．家電リサイクル券システムの普及啓発

(1)取扱店等への家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しに関する普及啓発を行う。
(2)流通、自治体等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。
(3)消費者、排出者に対する啓発（協会サイト等による活動の強化）を行う。

#### ３．情報システムの改善等

(1)各種ＩＴ技術を活用して、ＲＫＣシステム利用者のサービス向上を図る。
(2)円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
(3)現行システムの問題点を抽出し、技術の進展等を考慮して、利便性と効率性の向上を図るための新しいシステムの検討を行う。
(4)2022 年度にセンターサーバーのリプレース及びデータセンターの移設を予定しており、2021 年度は要件定義等の必要な検討を行う。

なお、2020 年 12 月末現在、入会取扱店等は約 42,000 企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数は約 56,000 店、入会地方公共団体は約 800 団体、加入製造業者等は約 100 企業となっている。また、約 24,000 の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

## ＜指定法人部門＞

### Ⅳ．指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第１項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

#### １．特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1)リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第１号及び第２号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を図る。

(2)2021 年度の委託の実施

家電リサイクル法第 33 条第１号及び第２号に規定する業務の委託に関する契約について、委託先と 2020 年度から３年間の再商品化等実施契約を締結しており、これに基づき業務委託する。

#### ２．調査及び普及啓発の実施

(1)調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第４号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2)普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第４号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を図るため、主に以下の普及啓発活動を行う。

①Ｗｅｂサイト「これで解決！家電リサイクル」、「３秒でえらべる家電の捨て方(仮称)」の充実化を図ることにより、適正ルートによる排出促進、ひいては回収率向上に貢献する。

②回収率向上に向けた「アクションプラン」に基づき、必要に応じ各関係者とも連携しながら、適正排出促進に向けた普及啓発活動を実施する。

(3)照会対応

家電リサイクル法第 33 条第５号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応する。

## ＜家電製品ＰＬセンター部門＞

### Ｖ．家電製品ＰＬセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行う。

#### １．公正・中立・迅速な紛争解決

(1)相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との話合いを促進する。

(2)斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明と、顧問弁護士の助言による法令解釈下で、斡旋手続での合意解決を図る。

(3)裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により現場・現品・現実の三現主義に則った原因究明をすすめ、裁定手続による解決を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症防止の観点から斡旋・裁定手続の実施においては、現場・現品の写真や動画、Ｗｅｂ会議などを活用し、迅速な対応を図る。

#### ２．情報開示

(1)ホームページにおける情報開示「年次報告書」及び「月次インフォメーション」をＷｅｂサイトに公表し、相談事例や斡旋事例の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を図る。

(2)関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、製品別相談状況等の情報を提供する。

#### ３．広報活動

Ｗｅｂ会議等を活用した消費生活センター等関係機関との交流会を開催し、当センター事業への理解を促進するとともに、一般消費者からの相談に対する連携強化を図る。また、関係工業会を通じた製造事業者との情報交換会を開催し、当センター事業への一層の理解を図る。

## ＜資格審査認定部門＞

### Ⅵ．資格審査認定事業

#### １．事業計画の概要

2013 年度にスタートした『第Ⅰ期中期計画(2013 年度～2016 年度)』により建て直しをはかり、2016 年度には「スマートマスター」の新規導入や経費圧縮などにより構造的な赤字を脱却した「家電製品アドバイザー資格(以下「アドバイザー」という)」及び「家電製品エンジニア資格(以下「エンジニア」という)」を柱とした当事業は、2017 年度以降、“さらなる事業拡大”を目指す『第Ⅱ期中期計画(2017 年度～2019 年度)』に取り組み、年間２万人を超える受験者を定着させ、事業基盤の安定感が増したかに見えた。(下表参照)

| 2013年度 | | | 2016年度 | | 2017年度 | | 2018年度 | | 2019年度 | | 2020年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第25回 (13/9月) | 第26回 (14/3月) | ほぼ倍増 | 第31回 (16/9月) | 第32回 (17/3月) | 第33回 (17/9月) | 第34回 (18/3月) | 第35回 (18/9月) | 第36回 (19/3月) | 第37回 (19/9月) | 第38回 (20/3月) | 第39回 (20/9月) | 第40回 (21/3月) |
| 7,300 | 6,300 | | 13,900 | 12,400 | 10,700 | 13,000 | 14,200 | 13,100 | 12,300 | 中止 | 10,074 | 7,815 |
| 13,600人 | | | 26,300人 | | 23,700人 | | 27,300人 | | 12,300人 | | 17,889人 | |

ところが、2019 年度の締め括りであった第 38 回試験（2020 年３月）が、新型コロナウイルス感染症の拡大により、試験日直前での中止を余儀なくされ、今後の試験運営の在り方を根本的に問われる事態に陥った。そうした状況で臨んだ 2020 年度の第 39 回試験（2020 年９月）は、かねてより念頭にあったＣＢＴ（Computer Based Testing）方式をトライアル採用し、急ピッチで進めた結果、10,000 人を超える受験者を呼び戻すことができた。また、試験後の受験者および法人窓口へのアンケートで、「会場と日時が自由に選択できてよかった」、「同感染症対策に問題がなかった」などの高評価を受け、次回第 40 回以降の試験についても「ＣＢＴ方式を継続する方針」を正式に決定した。

現下の緊急事態宣言を含め、同感染症の猛威に翻弄された 2020 年度であったが、資格審査事業の運営の在り方において、2020 年度の「人的資源の確保策に踏み込んだ検討」が棚上げとなっており、2021 年度については現状を維持しつつ、もうひとつの課題であるＤＸ化と合わせ、これを推し進めることとする。

#### ２．重点事業とその計画概要

アドバイザー、エンジニア、およびスマートマスターの 3 つの資格について、それぞれ、認定試験、資格更新、学習テキスト発刊の事業を推進する。

(1)認定試験

下表のとおり、９月と３月の年２回、全国各都道府県約 280 か所の試験会場にて、ＣＢＴ方式による資格認定可否を判定するための試験を実施する。

①日程（案）

| | 第 41 回試験 | 第 42 回試験 |
|---|---|---|
| 試験期間（案） | 2021 年 9 月 1 日（水）<br>～9 月 14 日（火） | 2022 年 3 月 1 日（火）<br>～3 月 14 日（月） |
| 資格交付日 | 2021 年 11 月 1 日 | 2022 年 5 月 1 日 |
| 申請期間（案） | 2021 年 8 月 1 日（日）<br>～8 月 22 日（日） | 2022 年 2 月 1 日（火）<br>～2 月 22 日（火） |

②受験者数（計画案）　　単位;人

| | | 第 41 回試験 | 第 42 回試験 | 年間計 ※1 |
|---|---|---|---|---|
| 対象資格 | アドバイザー(※2) | 5,900 | 5,100 | 11,000（73.4%） |
| | エンジニア　(※2) | 400 | 400 | 800（101.3%） |
| | スマートマスター | 1,000 | 1,200 | 2,200（101.9%） |
| 計 | | 7,300 | 6,700 | 14,000（82.2%） |

※1(　)内は前年見込比

※2 アドバイザー､エンジニアには、エグゼクティブチャレンジの申請件数を含む

(2)資格更新

下表のとおり、定期の交付日である 11 月 1 日付および５月 1 日付にて、対象者の 60%を目標として資格更新(学習、認定試験)を推進する。なお、対象者の利便性向上ならびに事務効率化を目的とした 2022 年度の完全電子化(ペーパーレス化)を見据え、2021 年５月１日付更新から申請期間の短縮を行う。これを定着させるとともに、2021 年度は 98%という高い目標を掲げて進める。

| | 2021 年 11 月 1 日付更新 | 2022 年５月 1 日付更新 |
|---|---|---|
| 申請期間 | 2020 年８月１日（日）<br>～10 月 31 日（日） | 2022 年２月１日（火）<br>～2022 年４月 30 日（土） |
| 更新人員<br>（目標） | 4,750 件<br>（更新率 60%） | 7,250 件<br>（更新率 60%） |
| 電子化率<br>（目標） | 97% | 98%<br>（前年度比＋3%） |

(3)学習テキスト及び問題集 2022 年版の発刊数量（目標）

ＡＩ、ＩｏＴ、５Ｇなど革新的技術の台頭と、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」、ＤＸトレンドなどの足元の変化により、家電製品や家電を活用した各種のサービスなどは大きく変化しつつある。そのような変化を機敏に学習カリキュラムに取り入れて家電関連従事者の知識習得を支援すべく、本年度においても、全科目の学習テキストおよび問題集を策定し、出版社より発刊する。

| | | 数　量※　（冊） | 発刊時期 |
|---|---|---|---|
| テキスト | アドバイザー　科目別(3 冊) | 14,000　(14,000) | 2021 年 12 月 |
| | エンジニア　　科目別(2 冊) | 3,000　(3,000) | |
| | スマートマスター　(1 冊) | 3,000　(3,000) | 2021 年５月 |
| 問題集 | アドバイザー全科目(1 冊) | 4,000　(4,000) | 2021 年 12 月 |
| | エンジニア　全科目(1 冊) | 1,500　(1,500) | |
| | スマートマスター　(1 冊) | 2,000　(2,000) | 2021 年５月 |

※（　）内の数は前年度実績